明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令（国土交通六）　一
〔告　示〕
○新千歳空港の施設について告示した事項に変更があった件（国土交通二六〇）　三
○大阪国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同二六一）　四
○航空交通管制圏において規制が適用される時間を定める告示の一部を改正する件（同二六二）　五
○航空交通管制業務に関する告示の一部を改正する件（同二六三）　八
○国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する件（同二六四）　一三
○航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する件（同二六五）　一四
○規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示の一部を改正する件（同二六六）　一五
○航空情報を提供する場所等を定める告示の一部を改正する件（同二六七）　一五
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　一六
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
首都高速道路株式会社工事完了、日本弁護士連合会公示送達関係　四三
地方公共団体
行旅死亡人関係　四六
会社その他
会社決算公告　四八

省令

○国土交通省令第六号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十条第三項の規定に基づき、航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月二十四日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫